

文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 区民税の扶養親族に係る国外居住親族の取扱いの見直し

事項	改正内容
1 第 10 条 (改正) (区民税の非課税の範囲)	区民税の均等割及び所得割の非課税限度額等の算定の基礎となる扶養親族から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものを除外する。
2 第 14 条 (改正) (均等割の税率の軽減)	
3 付則第 2 条の 2 の 2 (改正) (区民税の所得割の非課税の範囲等)	

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

(2) 特定公益増進法人等に対する寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

事項	改正内容
4 第 19 条の 2 (改正) (寄附金税額控除)	特定公益増進法人等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、出資に関する業務に充てること が明らかな寄附金を対象から除外する。

(3) 扶養親族申告書等の提出方法等の見直し

事項	改正内容
5 第 24 条の 2 (改正) (区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職手当等の支払を受ける者の退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。
6 第 24 条の 3 (改正) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	
7 第 36 条の 9 (改正) (退職所得申告書)	

(4) セルフメディケーション税制の適用期限の延長

事項	改正内容
8 付則第3条 (改正) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	セルフメディケーション税制の適用期限を「令和4年度まで」から「令和9年度まで」に5年間延長する。

(5) 軽自動車税の種別割（グリーン化特例）の見直し

事項	改正内容
9 付則第6条 (改正) (軽自動車税の種別割の税率の特例)	軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）について、次のとおり燃費基準の切替え等を行った上で、適用期限を2年間延長する。 ・営業用乗用車及び軽貨物自動車のうち、電気軽自動車等について、税率のおおむね75%を軽減する。 ・営業用乗用車のうち、ガソリン軽自動車について、令和12年度燃費基準に切り替え、燃費性能に応じて税率のおおむね50%又は25%を軽減する。

(6) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等

事項	改正内容
10 付則第18条 (改正) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)	住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を1年間延長し、令和17年度分までとする。

3 施行期日

(1) 区民税の扶養親族に係る国外居住親族の取扱いの見直し

令和6年1月1日 事項1から事項3まで（第10条、第14条及び付則第2条の2の2）

(2) 特定公益増進法人等に対する寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

令和4年1月1日 事項4（第19条の2）

(3) 扶養親族申告書等の提出方法等の見直し

公布の日 事項5から事項7まで（第24条の2、第24条の3及び第36条の9）

(4) セルフメディケーション税制の適用期限の延長

令和4年1月1日 事項8（付則第3条）

(5) 軽自動車税の種別割（グリーン化特例）の見直し

公布の日 事項9（付則第6条）

(6) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等

公布の日 事項10（付則第18条）